平成 20 年 10 月 3 日制定 2025年10月31日改訂

建材から放散するVOCの自主表示に関する検討会 (事務局:(一社)日本建材・住宅設備産業協会)

### 建材からのVOC放散速度基準に関する表示制度運用に係わる基本的事項

#### 1. 目的

「建材からのVOC放散速度基準化研究会(事務局:(財)建材試験センター)」で「建材からのVOC放散速度基準(以下「VOC基準」)」が平成20年4月1日に制定され、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン(以下「対象VOC」)の放散速度基準値が示された。VOC基準への適合については、VOC基準の解説で言及されているとおり、業界団体による運用が可能である。ホルムアルデヒド発散建材同様に、多くの材料が共通の表示を行うことにより表示を製品購入者に浸透させ、VOC基準への適合についてわかりやすい表示を行うため、建材等の業界団体が表示規程等を策定して表示制度を運用するための基本的事項を作成した。

#### 2. 対象とする製品の範囲

VOC基準の「1. 適用範囲」の資材のうち、各表示規程等策定団体(以下「表示団体」)で対象とするものを明らかにする。但し、VOC基準は法的な規制でないため、対象の資材に含まれない建築資材で表示を行うものを拒むものではない。

#### 3. 対象とする性能

VOC基準の「2. 建材からのVOC放散速度基準値」の「表1 対象VOCと基準値」におけるすべての対象VOCにおいて、付則 表1に示す放散速度基準値(以下「対象VOC基準値」)を満たすものとする。

### 4. 表示内容及び方法

VOC基準の「付属書(参考)」およびホルムアルデヒド発散等級表示制度の表示項目を参考に、表示制度の利用者に対しては下記の 6 項目の表示を求めるものとする。

- 一 表示制度名称(表示団体ごとの表示制度の名称)
- 二 適合表示: 4VOC基準適合
- 三 登録番号
- 四 製造者等名称
- 五 製造年月日あるいはロット番号等(本事項は構成材料を確認できる記号を記載する。記号そのものあるいは記載されている場所を明示すれば足りる。)
- 六 問合せ先(表示団体の問合せ先)

なお、これらの事項は一括して表示される必要はないが、製品・梱包・施工説明書等、現場で確認できるものに表示することとする。 対象VOC基準値以下の資材については別記1に記載する。

### 4. 2. 対象VOC基準値が改定された場合

対象VOC基準値が改定された場合、各表示団体は速やかに表示規程等に反映させ、改定基準値への適合について、4.の「二 適合表示」または「三 登録番号」によって製品購入者が識別できるようにする。また、登録を移行するための経過措置期間を設ける場合は、製品購入者へも十分周知されるようにする。但し、基準値改定前の登録製品が改定基準値にも適合していることが明確であり、製品購入者に充分周知を行う場合はこの限りではない。

### 5. 対象VOC基準値適合の判断

対象VOC基準値への適合について、各表示団体は表示規程等を定めて、判断するものとする。測定により判断する場合以外にも、VOC基準値への適合が確認された材料の組み合わせについても表示制度の対象とすることができる。

### 6. 品質管理

各表示団体による表示制度の運用については、主に書類での判断となり、品質管理については製造者等(表示制度の利用者)が自らの責任によって行う。各表示団体は、製造者等が品質管理を行うことを表示規程等に明記するものとする。

### 7.「4VOC基準適合」商標について

統一表示マークとしての「4VOC基準適合」は、偽装等不正使用防止のため、法人格のある(一社)日本建材・住宅設備産業協会が商標の登録・更新を行う。登録された商標については、本検討会に関係する業界団体が平等に使用できるようにする。また、商標登録維持費用は平等に負担する。

## 8. 基本的事項の改訂について

本基本的事項はVOC基準が改定された場合等、必要に応じて検討会で改訂を行うものとする。

### 9. 履歴

平成 20 年 10 月 3 日制定

2019 年 6 月 28 日改訂 基本的事項の見直し、付則、基本的事項の改訂及び付則の制定について 解説、及び別記2の追加

2019 年 12 月 16 日改訂 「別記1 対象VOCが基準値以下の資材」の改訂

2020 年 6 月 5 日改訂 「別記1 対象VOCが基準値以下の資材」の改訂、運用団体の変更(日本プリント・カラー合板工業組合 → (一社)日本特殊加工化粧板協議会)

2025年1月29日改訂「建材から放散するVOCの自主表示に関する検討会」参画団体の確認日の 更新。付則「1. 対象VOC基準値」における「表1 対象VOCの放散速度基 準値」について、エチルベンゼンの指針値改定に対応。

2025年10月31日改訂「別記1 対象VOCが基準値以下の資材」及び「別記2 建材からのVOC放 散速度基準に関する表示制度運用に係わる基本的事項に基づき実施して いる団体」の改訂。

## ■建材から放散するVOCの自主表示に関する検討会

(2025年1月現在)

団体名称 日本接着剤工業会 日本繊維板工業会 日本繊維板工業協同組合 全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会 (一社)日本特殊加工化粧板協議会 ウレタンフォーム工業会 押出発泡ポリスチレン工業会 ロックウール工業会 日本ウレタン建材工業会 日本ウレタン建材工業会 (一社)リビングアメニティ協会 キッチン・バス工業会 日本シーリング材工業会 日本をいけった。 日本復合・防音床材工業会 (一社)日本フローリング工業会 (一社)日本フローリング工業会 (一社)日本フローリング工業会 (一社)日本フローリング工業会 (一社)日本フローリング工業会 (一社)日本フローリング工業会 (一社)全国 LVL 協会 日本合板工業組合連合会 (一社)日本建材・住宅設備産業協会	(2023 午 1 万 死任)
日本繊維板工業会 日本繊維板工業協同組合 全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会 (一社)日本特殊加工化粧板協議会 ウレタンフォーム工業会 押出発泡ポリスチレン工業会 ロックウール工業会 日本ウレタン建材工業会 人山性ガラス質材料工業会 (一社)リビングアメニティ協会 キッチン・バス工業会 日本を・防音床材工業会 日本複合・防音床材工業会 (一社)日本フローリング工業会 (一社)日本フローリング工業会 (一社)全国LVL協会 日本合板工業組合連合会	団体名称
日本繊維板工業会 日本集成材工業協同組合 全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会 (一社)日本特殊加工化粧板協議会 ウレタンフォーム工業会 押出発泡ポリスチレン工業会 ロックウール工業会 日本ウレタン建材工業会 人、山性ガラス質材料工業会 (一社)リビングアメニティ協会 キッチン・バス工業会 日本を一リング材工業会 日本複合・防音床材工業会 (一社)日本フローリング工業会 (一社)日本フローリング工業会 (一社)全国 LVL 協会 日本合板工業組合連合会	日本接着剤工業会
日本集成材工業協同組合 全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会 (一社)日本特殊加工化粧板協議会 ウレタンフォーム工業会 押出発泡ポリスチレン工業会 ロックウール工業会 日本ウレタン建材工業会 人、山性ガラス質材料工業会 (一社)リビングアメニティ協会 キッチン・バス工業会 日本シーリング材工業会 日本複合・防音床材工業会 (一社)日本フローリング工業会 (一社)全国木材組合連合会 (一社)全国 LVL 協会 日本合板工業組合連合会	印刷工業会
全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会 (一社)日本特殊加工化粧板協議会 ウレタンフォーム工業会 押出発泡ポリスチレン工業会 ロックウール工業会 日本ウレタン建材工業会 火山性ガラス質材料工業会 (一社)リビングアメニティ協会 キッチン・バス工業会 日本シーリング材工業会 日本を一リング材工業会 (一社)日本フローリング工業会 (一社)全国木材組合連合会 (一社)全国 LVL 協会 日本合板工業組合連合会	日本繊維板工業会
(一社)日本特殊加工化粧板協議会 ウレタンフォーム工業会 押出発泡ポリスチレン工業会 ロックウール工業会 日本ウレタン建材工業会 火山性ガラス質材料工業会 (一社)リビングアメニティ協会 キッチン・バス工業会 日本シーリング材工業会 日本複合・防音床材工業会 (一社)日本フローリング工業会 (一社)全国木材組合連合会 (一社)全国 LVL 協会 日本合板工業組合連合会	日本集成材工業協同組合
ウレタンフォーム工業会 押出発泡ポリスチレン工業会 ロックウール工業会 日本ウレタン建材工業会 火山性ガラス質材料工業会 (一社)リビングアメニティ協会 キッチン・バス工業会 日本シーリング材工業会 日本複合・防音床材工業会 (一社)日本フローリング工業会 (一社)全国木材組合連合会 (一社)全国 LVL 協会 日本合板工業組合連合会	全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会
押出発泡ポリスチレン工業会 ロックウール工業会 日本ウレタン建材工業会 火山性ガラス質材料工業会 (一社)リビングアメニティ協会 キッチン・バス工業会 日本シーリング材工業会 日本複合・防音床材工業会 (一社)日本フローリング工業会 (一社)全国木材組合連合会 (一社)全国 LVL 協会 日本合板工業組合連合会	(一社)日本特殊加工化粧板協議会
ロックウール工業会 日本ウレタン建材工業会 火山性ガラス質材料工業会 (一社)リビングアメニティ協会 キッチン・バス工業会 日本シーリング材工業会 日本複合・防音床材工業会 (一社)日本フローリング工業会 (一社)全国木材組合連合会 (一社)全国 LVL 協会 日本合板工業組合連合会	ウレタンフォーム工業会
日本ウレタン建材工業会  火山性ガラス質材料工業会  (一社)リビングアメニティ協会  キッチン・バス工業会  日本シーリング材工業会  日本複合・防音床材工業会  (一社)日本フローリング工業会  (一社)全国木材組合連合会  (一社)全国 LVL 協会  日本合板工業組合連合会	押出発泡ポリスチレン工業会
火山性ガラス質材料工業会         (一社)リビングアメニティ協会         キッチン・バス工業会         日本シーリング材工業会         日本複合・防音床材工業会         (一社)日本フローリング工業会         (一社)全国木材組合連合会         (一社)全国 LVL 協会         日本合板工業組合連合会	ロックウール工業会
(一社)リビングアメニティ協会 キッチン・バス工業会 日本シーリング材工業会 日本複合・防音床材工業会 (一社)日本フローリング工業会 (一社)全国木材組合連合会 (一社)全国 LVL 協会 日本合板工業組合連合会	日本ウレタン建材工業会
キッチン・バス工業会 日本シーリング材工業会 日本複合・防音床材工業会 (一社)日本フローリング工業会 (一社)全国木材組合連合会 (一社)全国 LVL 協会 日本合板工業組合連合会	火山性ガラス質材料工業会
日本シーリング材工業会 日本複合・防音床材工業会 (一社)日本フローリング工業会 (一社)全国木材組合連合会 (一社)全国 LVL 協会 日本合板工業組合連合会	(一社)リビングアメニティ協会
日本複合・防音床材工業会 (一社)日本フローリング工業会 (一社)全国木材組合連合会 (一社)全国 LVL 協会 日本合板工業組合連合会	キッチン・バス工業会
(一社)日本フローリング工業会         (一社)全国木材組合連合会         (一社)全国 LVL 協会         日本合板工業組合連合会	日本シーリング材工業会
(一社)全国木材組合連合会 (一社)全国 LVL 協会 日本合板工業組合連合会	日本複合·防音床材工業会
(一社)全国 LVL 協会 日本合板工業組合連合会	(一社)日本フローリング工業会
日本合板工業組合連合会	(一社)全国木材組合連合会
	(一社)全国 LVL 協会
(一社)日本建材・住宅設備産業協会	日本合板工業組合連合会
	(一社)日本建材・住宅設備産業協会

付則: 厚生労働省 室内空気中化学物質の室内濃度指針値と、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの放散速度基準値について

### 1. 対象VOC基準値

基本的事項3.の対象VOC基準値は、表1の放散速度基準値とする。

表1 対象VOCの放散速度基準値

対象VOC	指針值※	指針値設定日	指針値改定日	放散速度基準値
トルエン	260 $\mu  {\rm g/m^3}$	2000.6.26		38 $\mu  g/(m^2 \cdot h)$
キシレン	$200~\mu~\mathrm{g/m^3}$	2000.6.26	2019.1.17	29 $\mu  g/(m^2 \cdot h)$
エチルベンゼン	$370~\mu~\mathrm{g/m^3}$	2000.12.15	2025.1.17	54 $\mu$ g/(m <sup>2</sup> •h)
スチレン	$220~\mu~\mathrm{g/m^3}$	2000.12.15		32 μg/(m²•h)

<sup>※</sup>厚生労働省室内濃度指針値

#### 2. 対象VOCの指針値と放散速度基準値の関係

「建材からのVOC放散速度基準」の解説では、建築基準法のシックハウス対策技術的基準の根拠を 参考にした旨が説明され、以下が記載されている。

- ・想定条件は、建築基準法のシックハウス対策技術的基準の根拠と同様。
- ・対象資材が室内全面に施工され、床面積の 3 倍の家具が設置されている状況を想定し、 試料負荷率は  $3.4(3.4=2.2+0.4\times3)\,\mathrm{m}^2/\mathrm{m}^3$ として算定。
- 換気回数は 0.5 回/h、気温は 28℃を想定。

ここで試料負荷率とは、居室に使用されたVOCを放散する建材の面積(内装面および家具表面)と、 居室容積との比率である。対象資材を室内全面に施工した状態の試料負荷率が 2.2m²/m³(有効数字 2 桁)、床面積の3倍の家具表面建材の試料負荷率が0.4×3m²/m³である。

指針値と放散速度の関係式は解説には明記されていないものの、引用規格として挙げられている JIS A 1901「建築材料の揮発性有機化合物(VOC), ホルムアルデヒド及び他のカルボニル化合物放散測定 方法 - 小形チャンバー法」に準じて、

放散速度[ $\mu$ g/(m²•h)]=(化学物質濃度[ $\mu$ g/ m³]/試料負荷率[m²/m³])×換気回数[回/h]

によって計算されている。有効数字は解説に述べられている通り、有効数字3桁以下を切り捨てる。

### 3. 厚生労働省により対象VOCの指針値の改定が行われた場合

事務局は2. に示す関係式を用いて、改定指針値に則した放散速度基準値を算出し、表 1 の改定を行うと 共にこれを公表する。

## 4. 制定および改廃について

この付則は 2019 年 6 月 6 日に制定した。付則を制定・改廃した場合、事務局は速やかに検討会に関係する業界団体へ通知する。

## 5. 履歴

2019年6月6日 制定 2025年1月29日 改訂 エチルベンゼン新指針値対応のため

以上

# 基本的事項の改訂及び付則の制定について 解説

建材から放散するVOCの自主表示に関する検討会 (事務局:(一社)日本建材・住宅設備産業協会)

監修: 早稲田大学教授 田辺新一 (建材からのVOC放散速度基準化研究会 基準化検討 WG 主査)

平成 31 年 1 月 17 日付、厚生労働省医薬・生活衛生局長通知 薬生初 0117 第 1 号「室内空気中化学物質の室内濃度指針値について」において、キシレンの室内濃度指針値の改定が通知された。キシレンは対象  $VOC(h\nu x\nu, + 2\nu)$ 、スチレン)に含まれる化学物質であるため、本検討会では基本的事項に引用している「建材からのVOC放散速度基準」を確認し、表示制度等を運用する業界団体が「表 1 対象 VOCと基準値」に記載されているキシレンの放散速度基準値を  $29 \mu g/(m^2 \cdot h)$  と読み替えて運用するために、基本的事項の改訂と付則の制定を行った。

今後更に、厚生労働省により対象VOCに関する室内濃度指針値が改定された場合は、付則 2 項に示す計算式に基づいて、放散速度基準値の改定値を算出することとし、検討会の事務局である (一社)日本建材・住宅設備産業協会は付則の表1を改定して検討会の参画団体へ速やかに通知する。

以上

		(2025 年 10 月現在)
材料名称	要件	備考
住宅用ロックウール	JIS A 9521	ロックウール工業会調査結
断熱材		果による
ロックウール保温・断	JIS A 9504	(エチルベンゼンについても
熱材		放散速度基準値以下である
ロックウール(吹付け	JIS A 9504	ことを確認済)
用)		
吹込み用ロックウー	JIS A 9523	
ル断熱材		
ロックウール化粧吸	JIS A 6301	
音板(天井板)		
木材(製材・天然木ツ	_	「木質建材からのVOC証
キ板)		明·表示研究会報告書(令
3層パネル	ユリア樹脂接着剤、メラミン・ユリア共縮合樹脂接着	和2年3月)」の見直しの中
	剤、メラミン樹脂接着剤、フェノール樹脂接着剤、及	間報告、公益財団法人日本
	びレゾルシノール樹脂接着剤またはこれらを共縮合	住宅・木材技術センターに
	または混合した接着剤を用いた製品。 但し、水性	よる
	高分子-イソシアネート系接着剤を用いた3層パネル	https://www.howtec.or.jp
	については国内産に限る。	/files/libs/6324/20251016
合板	ユリア樹脂接着剤、メラミン・ユリア共縮合樹脂接着	1311046114.pdf
	剤、メラミン樹脂接着剤、フェノール樹脂接着剤、及	•
	びレゾルシノール樹脂接着剤またはこれらを共縮合	
	または混合した接着剤を用いた製品。 但し、水性	
	高分子-イソシアネート系接着剤を用いた合板につ	
	いては国内産に限る。	
単板積層材(LVL)	ユリア樹脂接着剤、メラミン・ユリア共縮合樹脂接着	
	剤、メラミン樹脂接着剤、フェノール樹脂接着剤、及	
	びレゾルシノール樹脂接着剤またはこれらを共縮合	
	または混合した接着剤を用いた製品。 但し、水性	
	高分子-イソシアネート系接着剤を用いた単板積層	
	材については国内産に限る。	
集成材	ユリア樹脂接着剤、メラミン・ユリア共縮合樹脂接着	
	剤、メラミン樹脂接着剤、フェノール樹脂接着剤、及	
	びレゾルシノール樹脂接着剤またはこれらを共縮合	
	または混合した接着剤を用いた製品。 但し、水性	
	高分子-イソシアネート系接着剤を用いた集成材に	
	ついては、その接着剤が日本接着剤工業会の4VO	
	C基準適合製品又は放散速度基準値以下であるこ	

	1 A SHEET ). Half El and Sheet )
	とを証明した製品であること。
直交集成板(CLT)	ユリア樹脂接着剤、メラミン・ユリア共縮合樹脂接着
	剤、メラミン樹脂接着剤、フェノール樹脂接着剤、及
	びレゾルシノール樹脂接着剤またはこれらを共縮合
	または混合した接着剤を用いた製品。 但し、水性
	高分子-イソシアネート系接着剤を用いた集成材に
	ついては、その接着剤が日本接着剤工業会の4VO
	C基準適合製品又は放散速度基準値以下であるこ
	とを証明した製品であること。
パーティクルボード	ユリア樹脂接着剤、メラミン・ユリア共縮合樹脂接着
	剤、メラミン樹脂接着剤、フェノール樹脂接着剤、及
	びレゾルシノール樹脂接着剤またはこれらを共縮合
	または混合した接着剤を用いた製品。 但し、イソシ
	アネート系接着剤を用いたパーティクルボードにつ
	いては、その接着剤が日本接着剤工業会の4VOC
	基準適合製品又は放散速度基準値以下であること
	を証明した製品であること。
MDF	ユリア樹脂接着剤、メラミン・ユリア共縮合樹脂接着
	剤、メラミン樹脂接着剤、フェノール樹脂接着剤、及
	びレゾルシノール樹脂接着剤またはこれらを共縮合
	または混合した接着剤を用いた製品。 但し、イソシ
	アネート系接着剤を用いたMDFについては、その
	接着剤が日本接着剤工業会の4VOC基準適合製
	品又は放散速度基準値以下であることを証明した製
	品であること。
インシュレーション	_
ボード	
ハードボード	_
フローリング	ユリア樹脂接着剤、メラミン・ユリア共縮合樹脂接着
	剤、メラミン樹脂接着剤、フェノール樹脂接着剤、及
	びレゾルシノール樹脂接着剤またはこれらを共縮合
	または混合した接着剤を用いた製品。 但し、水性
	高分子-イソシアネート系接着剤を用いたフローリン
	グについては、その接着剤が日本接着剤工業会の
	4VOC基準適合製品又は放散速度基準値以下で
	あることを証明した製品であること。なお、いずれの
	製品であっても塗装等の処理を全く行っていない製
	品に限る。
ツ タロみに細木!	日体のよった社別を時間書子で、まの題々で子

<sup>※</sup> 各団体に調査し、回答のあった材料を随時掲載する。表の題名・形式等は回答の状況に応じて変更 を行う。

別記2 建材からのVOC放散速度基準に関する表示制度運用に係わる基本的事項に基づき実施している 団体

(2025年10月現在)

640-0901	化粧板 複数種の材料を組合せた
://www.kensankyo.org	練合せ製品など
251-3360	接着剤
://www.jaia.gr.jp/	
551-7111	化粧シート(紙ベース、フィルムベー
://www.paj-pid.jp	ス、その他ベース)
271–6883	化粧板等
://www.jfpma.jp/	
240-0865	化粧板等
//www.zentenren.or.jp/	
585–5595	化粧板等
202-9260	集成材等
://www.syuseizai.com/	
402-3928	押出法ポリスチレンフォーム断熱材
://www.epfa.jp/	(JIS A 9521 建築用断熱材)
835-2569	ロックウール製品
://www.rwa.gr.jp/	
206-2753	防水等のウレタン建材製品
://www.nuk-pu.jp/	
271-7832	VSボード製品
://vsma-jp.org/	
	://www.kensankyo.org 251-3360 ://www.jaia.gr.jp/ 551-7111 ://www.paj-pid.jp 271-6883 ://www.jfpma.jp/ 240-0865 //www.zentenren.or.jp/ 585-5595  202-9260 ://www.syuseizai.com/ 402-3928 ://www.epfa.jp/ 835-2569 ://www.rwa.gr.jp/ 206-2753 ://www.nuk-pu.jp/